

香川県報



第 11 号

平成 16 年

2月10日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（障害福祉課） 一

告 示

保安林の指定の解除予定の通知

（みどり整備課） 四

生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定

（健康福祉総務課）

介護保険法の規定による事業者の指定

（長寿社会対策課）

身体障害者福祉法の規定による事業者の指定

（障害福祉課） 五

知的障害者福祉法の規定による事業者の指定

（ ） "

児童福祉法の規定による事業者の指定

（ ） "

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅

（水産課） 六

公有水面埋立工事の竣功認可

（土木監理課）

道路の区域変更（二件）

（道路保全課）

道路の位置指定

（建築課） 七

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

肥料の登録の有効期間の更新

（農業経営課）

土地改良事業の適否決定

（土地改良課）

土地改良事業の工事完了の届出

（ ） "

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和六十三年香川県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中、「第二十三条第一項」を、「第二十三条第一号」に、「診断書（障害者手帳用）」を、「診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」に改める。

第三十条第二項中、「診断書（障害者手帳用）」を、「診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」に改める。

第十二号様式を次のように改める。

第12号様式（第12条関係）

診 断 書 （通院医療費公費負担用）

氏 名	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（満 歳）	男・女
住 所		
病 名	1 主たる精神障害 _____ ICDカテゴリー（ ） 2 従たる精神障害 _____ ICDカテゴリー（ ） 3 身体合併症 _____	
発病から現在までの病歴 （推定発病年月、精神科受診歴等）	（推定発病年月 年 月頃）	
現在の病状、状態像等（該当する項目を で囲むこと。）	の病状、状態像等の具体的程度、病状等	
1 抑うつ状態 (1) 思考・運動抑制 (2) 刺激性・興奮 (3) 憂うつ気分 (4) その他（ ） 2 そう状態 (1) 行為心迫 (2) 多弁 (3) 感情高揚・刺激性 (4) その他（ ） 3 幻覚妄想状態 (1) 幻覚 (2) 妄想 (3) その他（ ） 4 精神運動興奮及びこん迷の状態 (1) 興奮 (2) こん迷 (3) 拒絶 (4) その他（ ） 5 分裂病等残遺状態 (1) 自閉 (2) 感情鈍麻 (3) 意欲の減退 (4) その他（ ） 6 情動及び行動の障害 (1) 爆発性 (2) 暴力・衝動行為 (3) 多動 (4) 食行動の異常 (5) その他（ ） 7 不安及び不穏 (1) 強度の不安・恐怖感 (2) 強迫体験 (3) その他（ ） 8 けいれん及び意識障害 (1) けいれん (2) 意識障害 (3) その他（ ） 9 精神作用物質の乱用及び依存 (1) アルコール (2) 覚せい剤 (3) 有機溶剤 (4) その他（ ） 10 知能障害 (1) 知的障害（精神遅滞）（ア）軽度（イ）中等度（ウ）重度 (2) 痴ほう 11 その他（ ）		
現在の治療内容	1 投薬内容 [] 2 精神療法等 [] 3 訪問看護指示の有無（有・無）	
今後の治療方針		
現在の精神保健福祉サービスの利用状況（社会復帰施設、小規模作業所、グループホーム、ホームヘルプ、訪問指導等）		
備考（審査の参考となる事項を記載すること。）		
年 月 日	医療機関所在地 名 称 電話番号	診療担当科名 医 師 氏 名（署名）

注 「ICDカテゴリー」には、世界保健機関が定めるICD-10（国際疾病分類）のF0からF9まで（精神症状を伴わないてんかんにあつては、G4）のいずれかを記載すること。

第31号様式 (第27条、第30条関係)

診 断 書 (精神障害者保健福祉手帳用)

氏 名	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生(満 歳)		男・女
住 所			
病 名	1 主たる精神障害 _____ ICDカテゴリー() 2 従たる精神障害 _____ ICDカテゴリー() 3 身体合併症 _____		
のため初めて医師の診察を受けた日	年 月 日 (診療録で確認・本人又は家族等の申立て)		
発病から現在までの病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等)	(推定発病年月 年 月頃)		
現在の病状、状態像等(該当する項目を で囲むこと。)		の病状、状態像等の具体的程度、病状等	
1 抑うつ状態 (1) 思考・運動抑制 (2) 刺激性・興奮 (3) 憂うつ気分 (4) その他() 2 そう状態 (1) 行為心迫 (2) 多弁 (3) 感情高揚・刺激性 (4) その他() 3 幻覚妄想状態 (1) 幻覚 (2) 妄想 (3) その他() 4 精神運動興奮及びこん迷の状態 (1) 興奮 (2) こん迷 (3) 拒絶 (4) その他() 5 分裂病等残遺状態 (1) 自閉 (2) 感情鈍麻 (3) 意欲の減退 (4) その他() 6 情動及び行動の障害 (1) 爆発性 (2) 暴力・衝動行為 (3) 多動 (4) 食行動の異常 (5) その他() 7 不安及び不穏 (1) 強度の不安・恐怖感 (2) 強迫体験 (3) その他() 8 けいれん及び意識障害 (1) けいれん (2) 意識障害 (3) その他() 9 精神作用物質の乱用及び依存 (1) アルコール (2) 覚せい剤 (3) 有機溶剤 (4) その他() 10 知能障害 (1) 知的障害(精神遅滞) (ア)軽度 (イ)中等度 (ウ)重度 (2) 痴ほう 11 その他()			
生活能力の状態(保護的環境ではなく、例えばアパート等で単身生活を行った場合を想定して判定すること。)			
1 現在の生活環境 入院・入所(施設名)・在宅・その他() 2 日常生活能力の判定(それぞれ該当するもの一つを で囲むこと。) (1) 適切な食事摂取 自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない (2) 身の清潔保持 自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない (3) 金銭管理及び買物 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (4) 通院及び服薬(要・不要) 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (5) 他人との意思伝達、対人関係 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (6) 身の安全保持、危機対応 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (7) 社会的手続及び公共施設の利用 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (8) 趣味又は娯楽への関心、文化的社会的活動への参加 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない		3 日常生活能力の程度 (該当するもの一つを で囲むこと。) (1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。 (2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。 (3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。 (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。 (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。	
現在の精神保健福祉サービスの利用状況(社会復帰施設、小規模作業所、グループホーム、ホームヘルプ、訪問指導等)			
備考(審査の参考となる事項を記載すること。)			
年 月 日		診療担当科名 医 師 氏 名(署名)	
医療機関所在地 名 称 電 話 番 号			

注 「ICDカテゴリー」には、世界保健機関が定めるICD-10(国際疾病分類)のF0からF9まで(精神症状を伴わないてんかんにあつては、G4)のいずれかを記載すること。

第三十一号様式を次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第十二号様式又は第三十一号様式による診断書は、当分の間、改正後の第十二号様式又は第三十一号様式による診断書とみなす。

告 示

香川県告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年二月十日

一 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡内海町橋字串ノ浦乙三の二〇・字恵比須石乙六一の二四（以上二筆国有林）

二 保安林として指定された目的 魚つき

三 解除の理由 道路用地とするため

香川県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成二六、一、二六	株式会社ヤエス 綾歌郡国分寺町福家甲一六五二番地	株式会社ヤエス 綾歌郡国分寺町福家甲一六五二番地	福祉用具貸与

香川県告示第六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
三七一〇五 一一〇六八	今滝医院 観音寺市粟井町二二九 二番地一	今滝健介 観音寺市粟井町二二六 七番地	平成十六年 二月一日	訪問リハ ビリテー ション
三七七〇一 〇二七六六	株式会社コムスン高松 円座ケアセンター 高松市円座町八〇〇番 地一	株式会社コムスン 代表取締役 折口雅博 東京都港区六本木六丁 目一〇番一六本木ヒ ルズ森タワー三五F	"	訪問介護
三七七〇一 〇二七七四	讃岐三菱自動車販売株 式会社 高松市木太町一三七七 番地一	讃岐三菱自動車販売株 式会社 代表取締役 浅見英三 高松市木太町一三七七 番地一	"	福祉用具 貸与
三七七〇一 〇二七八二	デイサービスセンター 邑 高松市前田西町字長瀬 一〇八〇一八	社会福祉法人守里会 理事長 松木孝和 木田郡牟礼町大字大町 字丹僧二五五番一	"	通所介護
三七七〇二 〇〇五一	讃岐三菱自動車販売株 式会社丸亀営業所 丸亀市田村町一二七三 番地一	讃岐三菱自動車販売株 式会社 代表取締役 浅見英三 高松市木太町一三七七 番地一	"	福祉用具 貸与
三七七〇四 〇〇三九二	旭介護支援センター 善通寺市文京町四丁目 八番二九号	株式会社旭看護婦家政 婦紹介所 代表取締役 札幌嘉壽 子	"	居宅介護 支援

三七七〇六 〇〇一六五	デイサービス有情 さぬき市大川町田面七 一 番 地 一	医療法人社団陶山医院 理事長 陶山玄三 さぬき市大川町田面七 一 番 地 一	善通寺市文京町四丁目 八 番 二 九 号	通所介護
三七七〇六 〇〇一七三	有情の里 さぬき市大川町田面七 八 番 地 一	医療法人社団陶山医院 理事長 陶山玄三 さぬき市大川町田面七 一 番 地 一	"	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七二五 〇〇七二九	J A香川県介護サービ スあしん館 綾歌郡飯山町下法軍寺 五 四 五 番 地 一	香川県農業協同組合 代表理事理事長 遠山 建治 高松市寿町一丁目三番 六 号	"	福祉用具 貸与
三七七二五 〇〇七三七	ワンハート介護サービ スセンター 綾歌郡飯山町東坂元二 〇〇四番地二	有限会社ワンハート介 護サービスセンター 代表取締役 森明美 綾歌郡飯山町東坂元二 〇〇四番地二	"	訪問介護

香川県告示第六十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定によ
り、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七〇〇二 一〇〇九五 一一	ワンハート介護サ ービスセンター 綾歌郡飯山町東坂 元二〇〇四番地二	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
	有限会社ワンハ ート介護サービスセ ンター 綾歌郡飯山町東坂 元二〇〇四番地二		平成十六年 二月一日	身体障害者居宅 介護

香川県告示第六十九号
知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、
指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称及び 所 在 地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所 在 地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇二 一〇〇九五 一〇	ワンハート介護サ ービスセンター 綾歌郡飯山町東坂 元二〇〇四番地二	有限会社ワンハ ート介護サービスセ ンター 綾歌郡飯山町東坂 元二〇〇四番地二	平成十六年 二月一日	知的障害者居宅 介護

香川県告示第七十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指
定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称及び 所 在 地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所 在 地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇三 一〇〇九五 一九	ワンハート介護サ ービスセンター 綾歌郡飯山町東坂 元二〇〇四番地二	有限会社ワンハ ート介護サービスセ ンター 綾歌郡飯山町東坂 元二〇〇四番地二	平成十六年 二月一日	児童居宅介護

香川県告示第七十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十三条の二第一項第一号の規定
により、仁尾加入区について、平成十二年香川県告示第六十一号による保険に付すべき義
務は、平成十六年二月七日限り消滅したので告示する。

平成十六年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第七十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、池田町役場建設水道課において平成十六年二月十日から十年間閲覧に供する。

平成十六年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣功認可年月日

平成十六年二月二日

二 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県知事 真鍋武紀

三 埋立区域

1 位置

香川県小豆郡池田町大字蒲野字吉ヶ浦二五八四番一から同町大字蒲野字目見ヶ谷二三八八番一及び同二三二二番五を経て同町大字蒲野字沖田一九一五番二に至る間に隣接する無番地地先並びに同町大字蒲野字目見ヶ谷二三三九番、同町大字蒲野字沖田一九一五番二及び同一九一四番二地先公有水面

2 区域

別図のとおり

3 面積

六二三・五・六三平方メートル

四 埋立免許の年月日及び番号

1 免許年月日

平成九年八月七日

2 免許番号

九監A第五十一号

（「別図」は、省略する。）

香川県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月十日から同年三月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路 線 名 高松善通寺線（三十三号）

三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
丸亀市土器町東七丁目八三六番一 地先から 丸亀市土器町東七丁目八三五番地 先まで	二二・二 一三・〇	二〇・六 二〇・八	四五	四五	道路改修工 事による自 転車歩行者 道等新設

香川県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月十日から同年三月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道(一般)
- 二 路線名 三百七十七号
- 三 道路の区域

変更前後別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
前	三豊郡山本町大字神田字長瀬四〇 一三番七地先から	八・八	一八	交通安全施設工事による現道拡幅
	三豊郡山本町大字神田字長瀬四〇 一三番一地先まで	一〇・八		
後	三豊郡山本町大字神田字長瀬四〇 一三番七地先から	九・八	一八	
	三豊郡山本町大字神田字長瀬四〇 一三番一地先まで	一一・八		
後	三豊郡山本町大字神田字長瀬四〇 一三番一地先から	一〇・三	三七	
	三豊郡山本町大字神田字長瀬四〇 二二番一地先まで	一〇・五		

香川県告示第七十五号
 建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。
 平成十六年二月十日

- 一 指定番号 西土指道 第八号
 - 二 指定年月日 平成十六年一月二十九日
- 香川県知事 真鍋武紀

- 三 指定道路の位置 三豊郡詫間町大字詫間字的場四一八 二
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇メートル及び五・〇五メートル
延長 二四・六五メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

香川県公告第七十二号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
 なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年三月三十日まで縦覧に供する。
 平成十六年二月十日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年一月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人 SWJOエンタープライズ
関元 直登
高松市上之町三丁目九番三〇号アトリエハウス一F西号室
- 三 定款に記載された目的
この法人は、世界中の人々に対して、音楽・芸術に関する事業を行うことにより、一人ひとりの心に感動を与え、共に生きる喜びをわかち合い、平和で愛あふれる社会環境の創造に寄与することを目的とする。
香川県公告第七十三号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第七〇七号	混合有機質肥料	9・0混合有機質肥料	窒素全量 九・〇 りん酸全量 七・〇	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	吉田飼料株式会社 香川県東かがわ市西村五六九番地	平成十九年一月十七日

香川県公告第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市十河土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業沖川西地区）を行うことについて平成十六年一月二十七日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十六年二月二十四日から同年三月十五日まで縦覧に供する。

平成十六年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、土地改良事業の完了について次のとおり届出があった。

平成十六年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業	葛谷三号地区	平成一五、一一、一五
〃	単独県費補助土地改良事業	市場からと地区	平成一五、一一、二二

〃 単独県費補助土地改良事業 葛谷北地区 平成一五、一一、二二

平成十六年二月十日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度70%再生紙を使用しています